

## 阿見町地域公共交通活性化協議会分科会設置規程

平成 20 年 8 月 22 日  
制 定

### (設置)

第 1 条 阿見町地域公共交通活性化協議会規約第 12 条第 1 項の規定に基づき、阿見町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に、阿見町地域公共交通活性化協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 分科会は、阿見町地域公共交通活性化協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、阿見町地域公共交通活性化協議会規約(以下「規約」という。)第 3 条に規定する事務について、専門的に協議又は調整をするものとする。

### (組織)

第 3 条 分科会は、別表に掲げる者をもって組織する。

### (分科会長及び副分科会長)

第 4 条 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、委員の互選により選任する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて招集し、分科会長は当該会議の議長となる。

2 分科会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

3 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

### (報告)

第 6 条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

### (庶務)

第 7 条 分科会の庶務は、規約第 13 条に規定する協議会の事務局において処理する。

### (委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。

別表(第3条関係)分科会委員

- (1) 一般公募により選出された者
- (2) 区長会代表
- (3) P T A連絡協議会代表
- (4) 企業連絡協議会代表
- (5) 老人クラブ連合会代表
- (6) 障害者福祉協議会代表
- (7) 総合病院(東京医大)代表
- (8) 消費者リーダー代表
- (9) 県立医療大学代表
- (10) 茨城大学農学部代表
- (11) 計画策定市町村関係部局代表